

美しい環境づくり諏訪地域推進会議会則

(名称)

第1条 この会は、美しい環境づくり諏訪地域推進会議（以下「推進会議」という）と称する。

(事務所)

第2条 推進会議の事務所は諏訪地域振興局内におく。

(目的)

第3条 推進会議は、諏訪地域における美しい生活環境創造と自然環境保全の総合的な推進を地域住民総参加により展開し、もって地域住民生活の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1)美しい環境づくりを推進する運動の企画及び実践活動
- (2)美しい環境づくり推進に関する情報の収集・提供及び啓発
- (3)会員相互の情報交換及び連絡調整
- (4)美しい環境づくり推進に関する講演会・講習会・研究会及び展示会等の開催
- (5)信州豊かな環境づくり県民会議の事業への参加
- (6)その他推進会議の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 推進会議の会員は、第3条の目的に賛同する諏訪地域内の企業・団体、県関係機関及び市町村とする。

(入会及び脱会)

第6条 推進会議の趣旨に賛同し、入会しようとするものは、別に定めるところにより、会長に入会申込書を提出するものとする。

- 2 会長は、前項の規定により申込みをしたものについて、入会の可否を決定し、申込者に通知するものとする。
- 3 会員が脱会しようとするときは、別に定めるところにより会長に脱会届を提出し、承認を受けるものとする。

(役員)

第7条 推進会議に次の役員を置き、会員が互選する。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 若干名
- (3)運営委員 若干名
- (4)監事 2名

(役員の仕事)

第8条 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長があらかじめ指定した副会長がその職務を代理する。
- 3 運営委員は、運営会議を組織し、事業の企画・立案及び調整を図り、並びに重要な会務を審議決定する。
- 4 監事は、事業の執行及び会計を審査し、運営会議及び総会に報告する。

(役員を選任)

第9条 役員は総会において会員から選任する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員を生じたために就任した役員の仕事は前任者の残任期間とする。
- 3 特定の役職により役員となった者が、その役職を退任したときは、その後任者が役員となる。この場合の仕事は前項の規定を準用する。
- 4 役員の仕事が満了した場合に、後任者の就任するまでは前任者がその職務を行うものとする。

(会議)

第11条 会議は、総会及び運営会議とする。

(総会)

第12条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長があたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項を協議する。
 - (1) 事業計画及び収支予算の決定
 - (2) 事業報告及び収支決算の承認
 - (3) 会則の変更
 - (4) 役員を選任
 - (5) その他運営会議において必要と認めた事項
- 5 総会の議事は出席会員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の時は議長の決するところとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、会則の変更は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければすることができない。

(運営会議)

第13条 運営会議に委員長をおき、運営委員が互選する。

- 2 運営会議は、必要に応じ開催する。
- 3 運営会議は、会長が招集する。
- 4 運営会議の議長は、委員長があたる。

5 運営会議は、次に掲げる事項を協議する。

(1)総会に付議する事項

(2)事業の企画・立案及び調整等

(3)その他会長が必要と認めた事項

(会計)

第14条 推進会議の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 推進会議の経費は、会員負担金、寄付金、信州豊かな環境づくり県民会議からの交付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

(負担金)

第15条 推進会議における会員からの負担金は、別にこれを定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長は会員の申し出により、その会員の負担金を減免することができる。

(事務局)

第16条 推進会議の事務を処理するため事務局を置き、事務局長、書記その他必要な職員は、会長が任命する。

(補則)

第17条 この会則に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、運営会議において定める。

附則

(施行期日)

1 この会則は、平成5年11月25日から施行する。

2 第14条第1項の規定にかかわらず、平成5年度の会計年度は、平成5年11月25日から平成6年3月31日までとする。

(一部改正)

平成12年5月25日 一部改正

平成29年5月26日 一部改正